

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	IV	円滑な労働移動を促進すること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	職業安定局首席職業指導官室
		職業安定局需給調整事業課
		職業安定局雇用開発課建設・港湾対策室

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	在職中からの計画的な再就職支援を行うことにより、できるかぎり失業を経ない労働移動の促進を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
平成13年の雇用対策法の改正によって、一の事業所において常時雇用する労働者について1ヶ月の期間内に30人以上の離職者が生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする事業主に対して、最初の離職者の生ずる日の1ヶ月前までに再就職援助計画を作成して公共職業安定所長の認定を受けることを義務付けており、また、離職者が1ヶ月に30人未満であっても、任意に計画を作成することができることとしている。					
国は認定された計画に基づき再就職援助措置を支援することとしている。					
(評価指標の考え方)					
実績目標の進捗を検証するため、再就職援助計画を認定した事業所数及び当該計画による対象労働者数を評価指標とした。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
再就職援助計画作成状況 (認定事業所数)					
(事業所)	2,336	2,816	2,405	1,699	1,618
再就職援助計画作成状況 (対象労働者数)					
(人)	129,026	146,906	86,799	63,200	62,038
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画の作成の義務が規定された改正雇用対策法は、平成13年10月から施行された。 評価指標は、「再就職援助計画認定状況報告」(職業安定局調べ)による。 					

- ・ 13年度の実績は、平成13年10月～平成14年3月の総計である。

実績目標2	<p>労働移動支援助成金の積極的な活用により、計画的な労働移動の促進を図ること（平成17年度においては、求職活動等支援給付金については支援対象労働者の離職後3か月以内での就職率が30%以上、再就職支援給付金については支給を受けた事業所のうち本給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合が20%以下、定着講習支援給付金については、本給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過後における定着率90%以上、建設業労働移動支援能力開発給付金については講習等を受けた建設労働者等の講習終了後3か月時点の再就職等をしている者の割合50%以上、建設業新規・成長分野定着促進給付金については対象労働者の雇入れから1年度の定着率90%以上を目指して実施した。）</p>
-------	---

（実績目標を達成するための手段の概要）

労働移動支援助成金には、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、定着講習支援給付金、建設業労働移動支援能力開発給付金及び建設業新規・成長分野定着促進給付金がある

①求職活動等支援給付金

再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成し、当該計画等の対象となる被保険者に対し、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該休暇を取得した被保険者1人1日当たり4,000円（教育訓練費を全額負担した場合は1日当たり1,000円加算。1人当たり30日分を限度。）を支給する。

また、再就職援助計画等の対象となる被保険者に対し、再就職に関する相談室の設置、求人の開拓員又は再就職に関する相談員の配置を行い、職業相談や求人開拓を行う事業主に、当該事業に要する費用の1/4（75万円を限度）（中小企業事業主は1/3（100万円を限度））の額を支給する。

○ 関連する経費(平成17年度予算額)

- ・ 求職活動等支援給付金 3,668百万円

②再就職支援給付金

再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成し、当該計画等の対象となる被保険者の再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の再就職がその離職日から3か月以内（不良債権処理の加速に伴う雇用調整方針の対象労働者については、当分の間、離職日から6か月以内）に実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4（1人当たり30万円を限度）（中小企業事業主は1/3（1人当たり40万円を限度））の額を支給する（但し、同一の再就職援助計画等につき300人を限度。）。

○ 関連する経費(平成17年度予算額)

- ・ 再就職支援給付金 603百万円

③定着講習支援給付金

再就職援助計画又は求職活動支援書等に係る対象労働者をその離職日から3か月以内（不良債権処理の加速に伴う雇用調整方針の対象労働者については、当分の間、離職日から6か月以内）に雇入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得さ

せるための1週間以上の講習（Off-JT 及び OJT）を実施した事業主に、講習期間2週間以上の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習期間1週間以上2週間未満の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給する。

○ 関連する経費(平成17年度予算額)

- ・ 定着講習支援給付金 567百万円

④建設業労働移動支援能力開発給付金

中小建設事業主に雇用されている労働者等に対し、当該労働者の再就職等を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習等の事業を行った中小建設事業主の団体に対して実施経費の3分の1相当額（当該労働者1人につき40万円を限度）を助成するもの（再就職が実現した場合には助成額を増加）。また、当該講習等を雇用する労働者に有給で受けさせた事業主に対し、支払った賃金の日額に、当該援助を受けさせた日数（最高150日）を乗じて得た額の3分の1相当額を助成する。

○ 関連する経費（平成17年度予算額）

- ・ 建設業労働移動支援能力開発給付金 221百万円

⑤建設業新規・成長分野定着促進給付金

建設業における新規・成長分野に係る事業を行う（もしくは同事業を行うことを計画している）中小建設事業主が、建設業界内において、離職を余儀なくされた建設労働者を雇い入れ、当該労働者が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための教育訓練を行った建設事業主に対して、当該労働者1人につき30万円を助成する。

○ 関連する経費（平成17年度予算額）

- ・ 建設業新規・成長分野定着促進給付金 152百万円

(評価指標の考え方)

①求職活動等支援給付金

「求職活動等支援給付金の支援対象労働者の離職後3ヶ月未満での就職率」については、本給付金の支給対象労働者の再就職した割合が、早期再就職の期間たる離職後3ヶ月以内に一定の水準を上回ることを目標とした。

②再就職支援給付金

「再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合」については、真に再就職支援の必要がある労働者を対象として本給付金が支給されているかを確認するため、本給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合を評価指標とした。

③定着講習支援給付金

「定着講習支援給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率」については、本給付金の目的が、再就職援助計画等の対象労働者の職場定着であることから、本給付金に係る対象労働者の定着率を評価指標とした。

④建設業労働移動支援能力開発給付金

離職を余儀なくされた建設労働者の円滑な労働移動の促進について検証するため「建設業労働移動支援能力開発給付金の支給対象となった講習等を受けた建設労働者の講習終了後3ヵ月以内での就職率」を評価指標とした。

⑤建設業新規・成長分野定着促進給付金

本給付金の目的が、離職を余儀なくされた建設労働者の円滑な労働移動及び定着促進であることから「建設業新規・成長分野定着促進給付金の支給対象労働者の雇入れから1年経過時における定着率」を評価指標とした。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
求職活動等支援給付金支給決定人数 (人)	2,390 24,590	5,233 77,532	2,622 67,925	1,555 89,913	2,234 51,049
求職活動等支援給付金支給決定事業所 (事業所)	— —	— —	— —	1 1,425	1 901
求職活動等支援給付金支給決定金額 (百万円)	127 3,023	355 10,724	167 8,706	88 6,835	171 3,668
求職活動等支援給付金の支給対象労働者の 離職後3か月未満での就職率 (%)	—	31.3	28.3	33.6	(集計中)

(備考)

- ・ 求職活動等支援給付金は、平成13年10月からの事業である。
- ・ 評価指標の上段は実績（平成13年度は、雇用・能力開発機構の調べ、平成14年度以降は職業安定局の調べ）、下段は予算上の数値である。
- ・ 求職活動等支援給付金のうち、再就職相談室設置等に係る助成は平成16年度からの事業である。
- ・ 求職活動等支援給付金の支給対象労働者の離職後3か月未満での就職率は、平成14年度分から集計している。
- ・ 平成18年度においては、支給対象労働者の就職後3か月以内での就職率が30%以上を目指す。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
再就職支援給付金支給決定人数 (人)	2 1,456	101 4,368	1,163 2,056	1,673 2,885	1,773 2,540
再就職支援給付金支給決定金額 (百万円)	0.3 437	17 1,310	230 617	325 597	351 603
再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合 (%)	—	16.7	—	14.5	7.1

(備考)

- ・ 再就職支援給付金は、平成13年12月からの事業である。
- ・ 評価指標の上段は実績（平成13年度は、雇用・能力開発機構の調べ、平成14年度以降は職業安定局の調べ）、下段は予算上の数値である。
- ・ 再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合は平成14年度分から集計している。（平成15年度は制度見直しのため集計せず）
- ・ 平成18年度においては、本給付金の支給を受けた事業所のうち、本給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就

職は難しくなかったとする事業所の割合20%以下、本給付金の支給を受けた事業所が再就職支援を委託した人数のうち、早期再就職が実現した（本給付金の支給に至った）人数の割合20%以上を目指す。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
定着講習支援給付金支給決定人数(人)	—	1,051	541	353	230
	—	9,434	10,437	9,999	6,675
定着講習支援給付金支給決定金額 (百万円)	—	105	54	35	21
	—	943	1,044	850	567
定着講習支援給付金の支給に係る再就職 援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過 時における定着率(%)	—	93.0	93.2	93.2	(集計中)
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 定着講習支援給付金は、平成13年10月からの事業である。 雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内の申請であるため、制度発足から6か月を経過していない平成13年度末時点での実績はない。 評価指標の上段は職業安定局の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 定着講習支援給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率は平成14年度分から集計している。 平成18年度においては、本給付金の支給に係る対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率90%以上を目指す。 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
建設業労働移動支援能力開発給付金の支給 対象となった講習等を受けた建設労働 者等の講習終了後3か月以内での就職率 (%)	—	—	—	—	0
建設業新規・成長分野定着促進給付金の 支給対象労働者の雇入れ後1年経過時 における定着率(%)	—	—	—	—	93.1
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働移動支援能力開発給付金は平成17年度をもって廃止。 建設業労働移動支援能力開発給付金及び建設業新規・成長分野定着促進給付金については平成17年度に制度を改正しており、上記指標は平成17年度からの制度を対象としているため、評価は平成17年度実績分からである。 平成18年度においては、建設業新規・成長分野定着促進給付金の利用による対象労働者の雇入れから1年後の定着率90%以上を目指す。 					
実績目標3	出向・移籍支援業務により円滑な労働移動を促進すること（平成17年度においては、出向・移籍支援業務について出向移籍の成立率が40%以上を目指して実施した。）				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
事業主に対して出向等に関し、事業主の相互協力の下に必要な情報の提供、相談等を行うことにより、労働力の産業間移動の円滑化を図る。					
(評価指標の考え方)					

経済、雇用失業情勢の変化によって、成立数は大きく変動するものであり、かつ、送出情報以上の成立数があり得ないことから、成立率（成立（就職）人数÷送出（求職）登録数）を評価指標とした。

なお、成立率の設定にあたっては、平成14年度～平成16年度（11月まで）の実績の平均以上を目標として掲げている。

（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
出向・移籍の成立率（%）	34	32	39	40	40
（参考指標）	H13	H14	H15	H16	H17
出向・移籍の成立数（人）	6,995	10,383	10,002	9,661	7,025

（備考）

- ・ 実績は（財）産業雇用安定センターの調べによる。
- ・ 平成18年度においては、出向・移籍支援業務について出向移籍の成立率が40%以上を目指す。

実績目標4 | 求人情報、労働市場情報等の提供を図ること

（実績目標を達成するための手段の概要）

急速に普及してきているインターネット技術を活用するなどにより、求職者や求人者に対し求人情報等の提供を行っている。

○ 関連するコスト（平成17年度予算額）

- ・ ハローワークインターネットサービスシステム運営費 1,006百万円

（評価指標の考え方）

a) ハローワークインターネットサービスのアクセス件数（件）

：ハローワークインターネットサービスの求人情報検索（トップ画面）の閲覧件数である。

→ハローワークインターネットサービス上に掲載されている求人情報の閲覧件数の推移を把握することにより、情報提供が有効になされているか評価する。

b) ネット上での応募者数（人）

：ハローワークインターネットサービスの掲載求人へ応募するための応募票画面の閲覧者の延べ数である。

→ハローワークインターネットサービスの掲載求人を自ら選択し、応募した数の推移を把握することにより、求人を自ら選択できる状態にある求職者の円滑な労働移動が促進されているか評価する。

（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
ハローワークインターネットサービスのアクセス件数（件）	12,818,288	42,942,242	62,256,288	67,357,657	76,967,434

（備考）

- ・ 評価指標は、労働市場センター業務室集計による。
- ・ 評価指標のハローワークインターネットサービス事業は、平成11年3月29日からの事業であり、平成14年1月29日から取り扱い求人が全国のハローワークの求人拡大され、さらに平成15年1月14日からは求人事業主の意向を踏まえて求人企業名等の提供を行うこととした。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
ネット上での応募者数 (人)	—	258,347	762,212	659,828	731,200
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標は、労働市場センター業務室集計による。 ・ 評価指標の平成14年度実績は、求人企業名等の提供に伴い、インターネット上での応募を可能とした平成15年1月14日からの数値である。 					
実績目標5	しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること(平成17年度においては、しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数を85万件以上、参加機関数を4,500機関以上とすることにより、より多くの者に求人情報を提供することを目指して実施した。)				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
平成13年8月から運用を行っているしごと情報ネットは、求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関(民職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムであるが、これを適切に運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図っている。					
関係する経費(平成17年度予算額)					
しごと情報ネットの運営 793百万円					
(評価指標の考え方)					
本システムにより提供される求人情報が豊富であるほど求職者の求人情報へのアクセスの円滑化に資すると考えられることから、本システムへの参加機関数及び求人情報件数を評価指標とする。また、平成17年3月より障害者に係る求職者情報を提供しているところであるが、本情報が豊富であるほど障害者を雇用したいと考えている求人者の求職者情報へのアクセスの円滑化に資すると考えられることから、障害者に係る求職者情報件数についても評価指標とすることとする。さらに、本システムへのアクセス件数が実績目標を評価する端的な指標であると考えられることから、アクセス件数についても評価指標とすることとする。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
参加機関数 (機関)	3,438	3,820	4,533	5,109	6,525
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度3月31日現在の数である。 ・ 平成18年度においては、参加機関数7000機関以上を目指す。 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
求人情報件数 (件)	471,272	504,095	634,002	810,671	923,032
(備考)					
・ 各年度3月31日現在の数である。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
求職者情報件数(障害者に係るものに限る。) (件)	—	—	—	449	2,264
(備考)					

- 各年度3月31日現在の数である。
- 障害者に係る求職者情報の提供は、平成17年3月に開始した。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
アクセス件数【PC版】 (万件)	20.2	34.6	43.1	45.7	45.6
アクセス件数【携帯版】 (万件)	31.2	31.6	43.4	54.0	64.0

(備考)

- 各年度の1日当たりの平均件数である。
- 平成18年度においては、1日平均アクセス件数を100万件以上とするとともに、利用者に調査を実施し、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合35%以上を目指す。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

雇用失業情勢は、有効求人倍率が平成17年3月の0.85倍から平成18年3月には1.01倍に達するなど大幅な改善が見られるところであるが、完全失業率は改善したとはいえ4.1%と依然高水準にある。このため、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、労働力需給のミスマッチの解消を図る必要がある。

また、最近の労働移動の状況を見ると、平成15年度以降、完全失業率は低下傾向にあるにもかかわらず、在職者に対する入職者、離職者の割合である入職率、離職率についてみると、ほぼ横ばいの状況が続いており(延べ労働移動率：平成11年、29.1%、平成12年、30.6%、平成13年、32.0%、平成14年、31.0%、平成15年、30.9%、平成16年、31.7%「雇用動向調査」)、今後も労働移動が円滑に行われるようにすることが求められている。

さらに、平成14年7月18日の雇用政策研究会報告「雇用政策の課題と当面の展開」によると、「今後、産業構造がサービス化する中で、産業間移動を主体として労働移動が増加する結果、これまで従事してきた産業から、新たな産業へ転職する者が増加する」とされており、円滑な労働移動が行われることを通じて、労働市場全体で雇用の安定を図ることが一層重要となっている。

(参考)

	H13	H14	H15	H16	H17
完全失業率	5.0%	5.4%	5.3%	4.7%	4.4%
うち需要不足失業率	1.1%	1.4%	1.2%	0.7%	0.4%
うち構造的・摩擦的失業率	3.9%	4.0%	4.1%	4.0%	4.0%

数値については、暦年単位。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標 1 について

平成 17 年度は、景気が回復傾向にあり、事業規模の縮小を伴う雇用調整を実施する事業主が少なかったため、前年度に引き続き、再就職援助計画認定事業所数及び再就職援助計画対象者は減少した。しかし、法定義務として提出された再就職援助計画は、平成 17 年度において 675 件、法定義務以外の任意提出分が 943 件となっており、全体で約 62,000 人の離職を前もって把握しているところである。これらの計画対象労働者に対して、再就職援助計画を作成した事業主が、計画に基づいた再就職支援を行っている。また、公共職業安定所においては、事業主の支援策に対して必要な指導を行うとともに、主体的に支援策を実施するなどの対応を行っており、離職予定のある在職者の計画的な再就職支援に役立っていることから、有効に機能している。

実績目標 2 について

求職活動等支援給付金の平成 17 年度実績は、平成 16 年度と比較し、1.9 倍となった。また、本給付金の支給対象労働者の離職後 3 か月未満での就職率については、平成 15 年度及び平成 16 年度ともに 3 割程度となっており、本給付金の支援を受けた者に対し、有効に活用された。

再就職支援給付金については、平成 14 年 12 月に助成対象を離職後 7 日以内から 3 か月以内に緩和して以来、着実に実績が増加しており、平成 17 年度実績についても、平成 16 年度実績から 7.9% 増加しており、また、本給付金の支給を受けた事業所のうち、再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合についても 2 割以下となっていることから、有効に機能していると考えられる。

定着講習支援給付金については、支給対象労働者の雇入れ後 1 年経過時における定着率が 9 割以上となっており、本給付金の支援を受けた者に対しては、有効に活用されたと言える。しかしながら、平成 17 年度の実績は平成 16 年度の実績の 6 割弱程度となっており、予算の執行率の観点からも活用が十分とは言えない。

建設業労働移動円滑化支援助成金については、建設業からの離職者等に対する、建設業内外への再就職に必要な能力開発を行う建設事業主の団体に対する支援等として利用実績が低いながらも、利用者については給付金の支給対象労働者の雇入れから 1 年経過時における定着率が 93% と、再就職先に定着している傾向が見られることから有効である。

なお、労働移動支援助成金全体の平成 17 年度実績は平成 16 年度を 21.1% 上回ってはいるものの、その活用が十分ではないことに鑑み、平成 18 年度において本助成金について所要の見直しを行い、より再就職援助計画対象者等の円滑な労働移動に資するものにするものとする。

実績目標 3

出向移籍の成立率は 40% と、平成 17 年度の目標値と同水準の実績であり、円滑な労働移動の促進に寄与しており、有効に機能している。

実績目標 4 について

平成 14 年 1 月からインターネットによる公共職業安定機関の求人情報提供の対象地域を拡大して、全国の公共職業安定所の取り扱い求人がハローワークインターネットサービスにおいて閲覧できるようになり、さらに平成 15 年 1 月から求人事業主の意向を踏まえ求人企業名等の提供を行うなど、情報提供機能が格段に充実された。

アクセス件数が約 77,000,000 件と着実に増加を続けており、広く活用されていることから、ハローワークインターネットサービスによる情報提供は有効に機能していると評価できる。また、ネット上の応募者数についても、平成 17 年度は、約 730,000 人（対前年度比約 10.8%増）と増加しており、有効に機能していると評価できる。

実績目標 5 について

しごと情報ネットの参加機関数（平成 18 年 3 月 31 日現在 6,525 機関（対前年同期比約 27.8%増））及び求人情報件数（平成 18 年 3 月 31 日現在 約 92 万件（対前年同期比約 13.9%増））がともに大幅に増加し、また、しごと情報ネットへの 1 日当たりのアクセス件数（平成 17 年度 109.6 万件（対前年度比約 9.9%増））も増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると考えられる。

政策手段の効率性の評価

実績目標 1 について

再就職援助計画の義務付け等の措置及び公共職業安定所長の計画認定による助成金の支給により、公共職業安定所は、事業主による離職予定者の再就職支援のメニューをあらかじめ把握することができることから、当該メニューに沿った適切な支援を行えるようになっており、効率的であると考えられる。

実績目標 2 について

再就職援助計画及び求職活動支援基本計画書の提出窓口において、労働移動支援助成金の支給申請も受け付けていることから、効率的な事業運営がなされていると言える。また、平成 16 年 4 月から、早期再就職援助に取り組む企業への支援の拡充や、中小企業を対象としたより実態に合った支援の拡充等を行うとともに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく在職者求職活動支援助成金と統合したことから、より効率的な事業運営がなされていると言える。

また、建設業労働移動円滑化支援助成金については、再就職に必要な能力開発を行うための教育訓練等の事業経費に対して、費用の 1/3 相当額を助成し、さらに再就職を実現したものに対して追加的な助成を行うなど、建設労働者がある事業主の下から他の事業主の下へ移動する際に、当該他の事業主が負担するコストを軽減することにより、円滑な労働移動を促進するものであることから効率的である。

実績目標 3 について

産業界の相互協力の下で、労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するために設立された（財）産業雇用安定センターにおいて実施されており、それぞれの産業における出向・移籍のニーズに関する情報が集約できることから、効率的に出向・移籍を成立させることができているものとする。

実績目標4について

ハローワークインターネットサービスを利用することは、情報システムの集中的な運用によって情報提供に係るコストの効率化を図るとともに、公共職業安定機関を直接利用する者以外に対しても、全国の公共職業安定機関の有する豊富な求人情報等を広く効率的に提供するものと評価できる。

実績目標5

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものと考えられる。

総合的な評価

平成17年度に実施された各施策については、おおむね円滑な労働移動の促進に一定の役割を果たしており、施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

労働移動支援助成金については、再就職援助計画対象労働者が減少しているものの、全体的には有効に機能しているとは言えないことから、本助成金については、労働移動支援のニーズを把握しつつ、より一層活用が図られる実効ある制度となるよう、支援内容の充実強化を図るべく見直しを行うとともに、適正な予算要求額とする。

しごと情報ネットの参加機関数及び求人情報件数がともに大幅に増加し、また、しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数も増加していることにかんがみると、平成17年度においては、しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化が図られたと判断でき、官民の連携により労働力需給調整機能を強化するという施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「経済・産業構造の転換の中で、(略)失業を経ることなく労働移動が行われることを通じて、労働市場全体で雇用の安定を図ることが一層重要となる。このため、雇用安定事業の給付金については、(略)良好な雇用機会の創出や失業なき労働移動に対する支援により重点をおいて体系化していくことが必要である」(平成12年9月1日「中央職業安定審議会専門調査委員雇用安定等事業部会報告書」)。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- i 再就職援助計画の対象者について、「民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成など再就職援助計画制度の一層の活用」を図る。「総合雇用対策」平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定
- ii 新たに民間の就職支援会社(アウトプレースメント会社)を活用して従業員に再就職支援を行う事業主に対して助成を行う。「改革先行プログラム」平成13

年 10 月 26 日 経済対策閣僚会議決定)

- iii 『官民連携した雇用情報システム運営協議会』における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成 13 年度から確実に開始する。(規制改革推進 3 か年計画(改定)(平成 14 年 3 月 29 日)閣議決定)
- iv 厚生労働省は、平成 14 年度から、「働らコール」事業(全国の就職支援機関についての情報を提供する電話サービス)への支援、「ハローワーク・インターネットサービス」への求人企業名の掲載等を通じて就労等に関する多面的情報提供を充実する。(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)
- v 「ハローワークの求人について、インターネットによる求人企業名の公開を行う。」また、「労働移動支援助成金等の支給要件の緩和、雇用調整助成金の適用特例措置を実施する。」(「改革加速のための総合対応策」平成 14 年 10 月 30 日 経済財政諮問会議答申)
- vi 「ハローワークインターネットサービスの求人企業名の公開」(「改革加速プログラム」(平成 14 年 12 月 12 日) 経済対策閣僚会議決定)
- vii 「労働移動支援助成金の見直し」により、「早期再就職・労働移動支援策の充実を図る」(「雇用保険制度の見直しについて」平成 14 年 12 月 18 日 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書)
- viii 「官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の充実」(「e-Japan 重点計画 2004」平成 16 年 6 月 15 日 IT 戦略本部)
- ix 「雇用維持支援・雇入れ支援から、労働移動支援・ミスマッチの解消」へ「重点化する」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」平成 15 年 6 月 27 日閣議決定)
- x 雇用安定事業関連の助成金については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入れ助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職へという観点に重点を置いた見直しを行うべきである。「規制改革の推進に関する第 3 次答申」平成 15 年 12 月 22 日 総合規制改革会議)
- xi 「雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解決等」へ「重点化する」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)
- xii 厚生労働省は、①労働者の雇用対策の観点から新分野進出を支援する施策、②労働者の能力開発の観点から新分野進出を支援する施策として支援する(「建設業の新分野進出支援策について」平成 16 年 12 月 28 日 建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議)

③総務省による行政評価・監視等の状況
なし

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議」(平成 13 年 3 月 30 日 衆議院厚生労働委員会、平成 13 年 4 月 12 日 参議院厚生労働委員会)において「事業主による再就職の

援助を促進するための措置については、安易な解雇を促進することのないよう十分に周知するなど適切な運用が図られるようにすること」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

⑤会計検査院による指摘

なし